

## 【危険物編】

### Q1 灯油の使用期限は？

1年以上前に購入した灯油は、使用しても大丈夫でしょうか？



### A1

古くなった灯油を使用すると、異常燃焼を起こし、火災になる危険があります。

また、暖房器具などの故障に繋がる可能性もあります。

灯油は無色透明ですが、劣化が進むと変色したり、酸っぱい臭いがすることがあります。劣化を見分けるのは非常に難しいため、1シーズンを目安に使い切ることを推奨しています。

万一使い切れなかった場合は、購入した店舗や最寄りのガソリンスタンドなどにお尋ねください。絶対に、川や下水などに流さないようにしましょう。

### Q2 ガソリン販売

ガソリンスタンドで、ガソリンを購入できると聞いたのですが・・・



### A2

ガソリンは、引火点が低く大変危険な危険物です。ガソリンスタンドで購入できますが、ガソリン専用の容器に詰替えることが原則となります。灯油用ポリ容器には入れることが出来ませんのでご注意ください。

また、セルフのガソリンスタンドであっても、従業員による詰替えが必要です。お客様自身で詰替えることがないようお願いします。

ガソリン購入時は、顧客の本人確認や、使用目的の確認が消防法で義務付けられています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



### Q3 静電気は危ない？

セルフのガソリンスタンドで静電気除去シートに触れなくても大丈夫ですか？

### A3

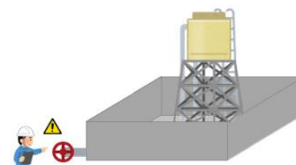
目には見えませんが、ガソリンからは可燃性蒸気が出ています。私たちの身体に静電気が蓄積されていると、その静電気が火源となり可燃性蒸気に引火する危険

があります。ガソリンスタンドで給油する際は、給油口を開ける前に必ず「静電気除去シート」に触れるようにしましょう。



#### Q 4 防油堤のバルブ

屋外危険物タンクの防油堤（囲い）に、水抜きバルブがありますが、雨水が溜まるので、日頃は開放していても問題ないでしょうか？



#### A 4

水抜きバルブは、常時閉鎖して管理してください。防油堤は、万一タンクから危険物が漏えいした際に、周囲へ流出するのを防止するために設置されています。雨水が溜まった際は、その都度バルブを開放し、排水してください。

#### Q 5 免状を持っていますが・・・

危険物取扱者の免状を持っています。今回就職して危険物の取扱作業に従事することになりました。過去に保安講習を受講したことがありませんが、問題ないでしょうか？

#### A 5

危険物の取扱作業に従事することになった日から1年以内に、保安講習を受けていただければ大丈夫です。また、従事することとなった日の過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以降における最初の4月1日から3年以内に受講していたら大丈夫です。

